

学術会議選挙有権者名簿の登録について

日本気象学会選挙管理委員会

標記の件に関し、登録用カード用紙請求につき学術会議選挙管理委員会から下記の連絡がありました。

記

1. 登録用カードの提出について

- (1) 前回（第8期，昭和43年）の選挙の有権者については，前回提出のカードにより，本年資格審査が行なわれました。

これに関し，日本学術会議中央選挙管理会から登録用カードを提出されるよう通知のあった方以外の方は，すべてひきつづき有権者名簿に登録されますから，あらためて登録用カードを提出する必要はありません。

ただし，前回の登録における所属以外の部または専門で今回の登録を求めようとする方は，**別記様式第2**の「所属部または専門変更届」により，登録用カード用紙を請求してください。

- (2) 前回の選挙の有権者以外の方および前回の選挙の有権者で中央選挙管理会からあらためて登録用カードを提出されるよう通知のあった方が，今回の選挙に登録を求める場合は，中央選挙管理会に登録用カード用紙を請求入手のうえ，昭和46年3月31日までに中央選挙管理会に必着するよう登録用カードを提出してください。

なお，4月1日以後に到着した登録カードは，次回（第10期，昭和49年）の会員選挙の登録用カードとして中央選挙管理会で保管します。

2. 登録用カード用紙の請求について

- (1) 登録用カード用紙の請求に関し，大学・研究機関等に対しては「登録用カード用紙請求者名簿」の提出を依頼しました。中央選挙管理会では，名簿が提出されれば名簿に基づいて当該大学・研究機関あてに，登録用カード用紙を一括して送付します。

したがって，中央選挙管理会から名簿提出を依頼された大学・研究機関等に所属する方で，既に個人としてカード用紙を請求した方以外の方は，なるべく所属の大学・研究機関等から提出する名簿によって，登録用カード用紙を請求してください。名簿によって請求する場合は，個人からの請求は不要ですから，重複して請求しないよう特に注意してください。

- (2) 前記の大学・研究機関等に所属しない方でカード用紙を請求する方は，**別記様式第1**により「登録用カード用紙請求書」を直接，中央選挙管理会あて提出してください。

3. 有権者等の異動届について

有権者は氏名，住所（住居表示の変更を含む），本籍，勤務機関および職務，勤務地等のいずれかに異動があったとき，または博士の学位を取得した場合には，そのつどすみやかに，**別記様式第3**により，「有権者異動届」を中央選挙管理会に提出してください。これを怠ると，有権者の権利を行使できないことがあります。

なお，登録用カード提出者は，有権者名簿に登録される以前においても異動の届を励行してください。また，本人が死亡した場合は，その旨を，遺族またはその関係者から届け出てください。

〒166 東京都港区六本木7丁目22番34号 電話 (03) 403-6291

日本学術会議中央選挙管理会